

平成 23 年 7 月 1 日
建築局建築環境課

「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る
建築基準法第 48 条の規定に基づく許可基準」の意見公募の結果について

引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法第 48 条の規定に基づく許可基準の制定について、平成 23 年 2 月 16 日から平成 23 年 3 月 17 日まで意見公募を行ったところ、計 50 通のご意見が寄せられました。お寄せいただいたご意見を項目ごとに分類、整理させていただき、それらに対する本市の回答について別紙にまとめましたので公表します。

なお、「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法第 48 条の規定に基づく許可基準」については、平成 23 年 7 月 1 日から運用していくことをご報告いたします。

皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、今後とも横浜市政にご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

ドライクリーニングを営む工場に係る建築基準第48条の規定に基づく許可基準に対する意見公募結果について

分類	No	提出意見の要旨	回答
建築基準法	1	建築基準法第48条は工場だけに適用するのか。	建築基準法第48条では工場に限らず用途地域に応じて建築できる、あるいは、建築できない建築物の用途を定めています。そのため、工場だけではなく、すべての建築物に対して適用されます。
	2	建築基準法第48条の用途規制の解除の見直しをしてほしい。	建築基準法第48条は、用途地域によって建築できる、あるいは、建築できない建築物の用途を定めたものです。 用途規制の解除や法律の見直しについては法律の改正をとまいますので、ご意見として国土交通省に伝えます。
		そもそも法律がおかしい、違反の認識が無い	
	3	家庭用石油(灯油)暖房器具の灯油については建築基準法の規制は無いのか。なぜ無いのか。	家庭用の暖房器具は建築基準法の適用対象外となっています。
		引火性溶剤より灯油の方が何倍も引火性が高いのに、大量に使用する住居工場は建築基準法に違反しないのか。	
	4	原動機を使用する工場の原動機とはどのような程度のものを意味するのか。	乾燥機やドライ機など、工場で作業に使用する原動機は全て対象となります。
5	建築基準法施行以前から営業していたクリーニング店は、既存不適格になるが、どのように判断するのか。	クリーニング工場の操業開始時期や引火性溶剤を使用開始した時期、用途地域が指定された時期により既存不適格になる場合がありますが、これについては建築確認申請時の図面等で確認することとなります。	
6	「工業系の用途地域以外では、原則、引火性溶剤を用いることはできません。」とあるが、「原則」ということは例外があるのか。	建築基準法第48条各項ただし書きに基づく許可を受けた場合は建築することができます。	
関許 する 基準 の に	7	建替えをした場合、許可対象となるか。	今までクリーニング業の届出を行い営業していた方やその後継者が、クリーニング工場を建替えることで違反を是正される場合は、許可対象となります。なお、建替えの場合も許可対象となることを明記します。
	8	子ども達が後を継いで建替えをする時、機械の維持はできるということだが、明文化してほしい。	住居系地域における許可対象となる洗濯設備の台数については、許可基準3(4)に明記しています。

許可基準に関するもの

9	隣近所との人間関係もあり、不安を増大させることになるため、近隣説明はなくしてほしい。	<p>許可にあたっては建築基準法により利害関係者の公開による意見の聴取(公聴会)が義務付けられていますので、あらかじめ近隣の方々の意見を確認しておくことは、公聴会を円滑に進める上で重要です。通常、近隣説明の範囲は、従来は200m以内の方に説明するようお願いしています。しかし、本件許可手続きを定めるにあたっては、営業の実態を考慮し、近隣説明の範囲を敷地境界から15m以内と定めることで、緩和をしております。</p> <p>また、説明方法や必要図面については、神奈川県下自治体でマニュアルを作成する予定としておりますので参考にしてください。</p>
	今まで数十年以上営業してきて何もトラブルがないため近隣住民等への説明及び結果報告はなくしてほしい。	
	近隣説明は住居系地域のみとしてほしい。	
10	近隣説明について常時就労者が一人の場合、負担が大きすぎて実施が困難である。また、近隣住民全員の了解を得ることは不可能と思われるため、営業実績等により簡素化してほしい。	<p>建築基準法第48条では住居系用途地域におけるクリーニング店以外の自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する店舗や作業場についても面積制限があります。</p> <p>このため、住環境への配慮等から、クリーニングを営む工場についても、住居系用途地域においては上記の店舗や作業場と同等な規模を許可基準としています。</p>
	近隣説明について、工場を取り囲む隣接住民のみに「この工場(店舗)は引火性溶剤を扱う施設で、このような安全対策を実施しており現在許可申請中です。許可があり次第ご報告いたします。」などの説明文を配布するのみにして簡素化してほしい。	
11	許可可能な対象面積を広げてほしい。	洗濯設備から発生する音、振動、臭気等について近隣住民からの理解が得られていることが必要です。
	住居地域で今の面積で営業が続けられるようにしてほしい。50㎡以内は無理である。	
11	許可対象とする洗濯設備の台数について「周辺環境に大きな影響を与えていない」の判断基準はなにか。	

許可基準に関するもの

	12	<p>建築基準法が制定された当時と現在では、設備環境や安全管理体制はかなり変化している。近隣トラブルや事故もない。現在の状況にあった寛大な対応をしてほしい。</p> <p>事故があまりないため最小限の規定にしてほしい。</p>	<p>国土交通省において、学識経験者や実務担当者を含めた委員会による検討を行った結果、ドライクリーニング機の現在の仕様を踏まえて安全対策措置などについて技術的助言が出されました。この安全対策措置は火災の危険性を除去するために、最低限必要なものとして定めたものと聞いております。本市においてもこれに沿って、許可基準案を作成しています。</p>
		<p>クリーニング業界では各業者が機械化を図り、価格競争を起し現在に至っている。建築基準法第48条の規定による許可基準が厳正に適用されたら機械導入にも歯止めがかかる。近年は売り上げが右肩下がりで、経営者の高齢化、後継者難等もあり廃業が頻発している。クリーニング業の届出も受理されている状況や、業界との話し合い等を踏まえて営業が続けられるよう配慮してほしい。</p>	
	13	<p>以下の内容を具体的に示すべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猛暑日にドライ洗濯機を検査し、溶剤温度が30 以下となる冷却装置が設置されていること ・感知部の清掃やメンテナンスがしやすい測定機構であること。 ・体積抵抗値を利用した洗剤濃度測定または静電気予防管理ができていないこと。 ・溶剤回収機能付きの乾燥機が設置されていること。 	<p>ドライクリーニング機の安全基準を含む技術的助言の策定にあたっては、国土交通省において学識経験者や実務担当者を含めた委員会による検討を行い、機械の安全基準として可燃物、酸素、着火源による燃焼の3要素のいずれか1つを確実に防止する措置を講じていることを求めています。</p> <p>国土交通省からは、安全対策がなされている機械の確認については、各機械の型番から仕様を確認する見解が示されており、横浜市もこの見解に沿って判断を行うこととしています。</p>
	14	<p>溶剤を冷却する、洗剤濃度を管理する等の一定の条件が保たれていれば、特例として機械移動や防爆措置を免じて良いのではないか。</p>	<p>今回の安全対策措置は、溶剤の冷却や洗剤濃度の管理を前提として、引火性溶剤の保管場所の離隔距離や防爆措置や機械の配置等の基準を国土交通省が定めたものです。本市としてもこの基準に沿って許可基準案を作成しています。</p>
		<p>ドライ洗濯機等の機械の配置の規定を緩和してほしい。</p> <p>機械が大きいため基準に添うようにしたいのだが後ろをあげると前も思うように動けなくなる。狭い店ではどうすればよいかと思案している。少しでも理解してほしい。</p>	
15	<p>用途地域の許可において「環境を害するおそれがないと認められる場合」とは何を基準にしているのか。</p>	<p>判断の基準としては、許可基準3(4)において洗濯設備の台数についての制限や、3(5)において、騒音、交通量、臭気、振動、照明・光に対する周辺環境への対策を定めています。</p>	

関許 する 基準 の に	16	隣地が空き地の場合は対策を緩和してほしい。	隣地が幅員4メートル以上の道路、水面、線路敷、公園、広場その他これらに類する空地の場合に騒音の基準、及び隣接する建築物が無い場合に光の基準を緩和することとします。	
	17	非引火性溶剤を使用するドライクリーニング工場は許可の対象とならないのか。	非引火性溶剤を使用するクリーニング工場についても許可の対象とすることとし、許可基準に明記します。	
許可に 関する もの	スケジュール	18	意見公募が2/16～3/17の期間行うという広報はいつ行われたのか。	関係団体へ事前に情報提供を行うとともに、許可基準の意見公募については、2月16日から横浜市ホームページによる公表のほか各区役所広報相談係等の市役所各窓口において資料配布しております。
		19	許可通知書交付までの具体的なスケジュールはどのような流れか。	今後、各クリーニング事業者の方へ個別に状況報告を求め、建築基準法に抵触している場合には、違反是正内容を確定し、違反是正計画書の提出を求めます。この是正計画内容により同法第48条の許可申請が必要な場合には、許可手続きを進めることになります。 なお、神奈川県下の自治体で許可申請に必要な作業や図面作成等のマニュアルを作成する予定となっていますので参考にしてください。
			許可の手続きの流れがイメージできない。説明がほしい。	
	20	建築士等の手を借りずにできる是正計画書等の簡素化、手数料の減免等配慮し、建築基準法第48条の早急な施行はしないほしい。	今回の基準では営業できないし、あと数年しか営業できないためもう少し待ってほしい。	許可申請を受け付けることができません。
		許可申請料を拒否したらどうなるのか。		
		市による全ての事業者に一律手数料：18万円はどう考えても一方的ではないか。		
手続き 費用	21	1万円の収入を得るのに大変な思いをしているのに、手数料18万円は払えない。		
		行政から許可の手続きに必要な費用について補助はでないのか。		
		零細な事業者にかかる負担軽減を図る観点から、許可手数料の減免について配慮するように国土交通省からの技術的助言があるが、横浜市は手数料は18万円かかるのか。		
		手数料は少額に下げてほしい。		

許可に関するもの	手続き費用	22	手数料は他の行政庁ではもっと安いと聞いている。設計料や改造費用もかかり高齢者には18万円は無理なため考え直してほしい。	許可申請手数料は各特定行政庁が独自に定めておりますが、全国ほぼ同額と聞いております。
		23	個人経営の店舗でも手数料18万円は必要なのか。	手数料は「横浜市手数料条例」で定めており、申請者の収入や経営形態に係わらず同一許可の場合には、同額となっております。
		24	許可申請料の18万円の根拠は何か。	許可にかかる人件費、物件費等を積み上げた金額で、横浜市手数料条例において定められています。
			手数料が高すぎるし金額設定の理由を具体的に述べてほしい。	
		25	許可をとるために必要な費用の勘定科目は何か。	勘定科目については税理士等専門家にご相談ください。
		26	違反是正を行い、許可を得るまでどのくらいの費用がかかるのか。	建築物の規模や、設備の設置状況、周辺状況によって異なりますので一概にはお答えできません。建築士等にご相談ください。
			基準を満たすための改造にはいくらかかるのか。	
		27	建築士に図面を依頼するとどのくらいの費用がかかるのか。	既存図面の有無や建築物の規模等により異なりますので建築士にご相談ください。
		28	建築士依頼費用相当の配慮をしてほしい。	国土交通省の補助事業で、引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場の事業主の方が、建築基準法第48条の許可申請に必要な事前の調査や図面の作成を各都道府県建築士会所属の建築士に作成依頼した場合、費用の一部を補助する制度がありますのでご利用ください。
図面を建築士に依頼しなければならぬ申請では負担が多すぎる。建築士等専門家への報酬や手数料は助成金補助で負担軽減を図るべきである。				
29	対策費用が無い。	対策費用を補助する制度はありませんが、横浜市内に事業所・事務所があり、市内において1年以上同一事業を引き続き営んでいる中小企業者に対しては、横浜市中心企業融資(所管：経済観光局金融課)が受けられる場合があります。 また、日本政策金融公庫の融資制度がご利用できる場合がありますので、直接、各融資窓口へご相談ください。		

許可に関するもの	申請手続き	30	<p>個人のクリーニング店も大事にしてほしい、説明会の機会を作ってほしい。</p> <p>法律ができた時と比べ、現在は安全管理面や機械的、建築的にも変化している。安全対策を行い営業を続けたいため、いろいろ相談に応じてほしい。</p> <p>違反是正計画書は簡単な書式とし、自分で作成できるようにしてほしい。わからない場合は、現場に来て書き方を教えてほしい。</p>	許可基準の確定後、個別に現状を確認していただく文書を送付する予定です。また、手続きや申請書等の記入方法について説明する機会を設ける予定です。窓口でも相談を受け付けますので個別にご相談ください。
		31	調書等の各種の手続きに必要なチェックリストを作成し、一元化してほしい。	神奈川県下の自治体において、許可申請に必要な作業や図面作成等のマニュアルを作成する予定です。
		32	<p>個人経営のような作業場が小さいクリーニング店でも、建築基準法第48条が適用されるのか。</p> <p>許可申請書の提出は個人経営者も提出しなくてはならないのか。</p>	建築基準法第48条の適用は、個人経営や法人を問わず同様に適用されます。
		33	「常に国土交通省による「安全対策の技術的基準」を遵守すること」とあるがチェックは横浜市が責任もって行えるのか。	国土交通省による「安全対策の技術的基準」は、横浜市の許可基準に含まれますので、許可申請時に審査をします。 許可を受けて是正が完了した後については、申請者で常に適正に管理してもらう必要があります。そのため、適正な管理(技術的助言別添1に定める安全対策に関する技術的基準の遵守)を許可の条件としています。
		34	横浜市が作った許可基準が結局強制適用されてしまうのは理不尽ではないか。	国土交通省において策定した技術的助言に沿って横浜市において許可基準案を作成しました。この許可基準案に対し、「横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱」に基づき、市民の皆様に対して意見公募を行っています。提出された意見の内容から、意見の妥当性や安全性及び住環境への配慮を勘案したうえで、許可基準を決定します。
		35	「安全対策の手引き書」の見直しをしてほしい。	「安全対策の手引き書」は全国クリーニング生活衛生同業組合連合会で作成したものです。この中に記載されている「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法用途規制違反への対応及び同法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」は、国土交通省において、学識経験者や実務担当者を含めた委員会による検討を行った結果、ドライクリーニング機の現在の仕様を踏まえて安全対策措置などについて定められました。手引き書の修正については、同連合会へお問い合わせください。

許可に関するもの	申請手続き	36	<p>現在営業している店には、指導と講習で営業許可すべきである。</p> <p>クリーニング業法の届出を出しているのだから、見直してほしい。</p> <p>平成22年9月以前の開設しているクリーニング業者は適用外とするため保健所の許可指導を遵守すればいいのではないか。</p> <p>建築基準法の許可が必要ならば保健所の許可をもって建築基準法第48条の許可とする。</p>	<p>クリーニング業法は公衆衛生の視点から必要な措置を求めています。</p> <p>一方、建築基準法は安全性の視点から建築物の敷地、構造、設備及び用途に対し基準を定めています。</p> <p>各法律により求める内容が異なりますので、クリーニング業法とは別に建築基準法に適合する必要があります。</p>
		37	<p>許可申請に必要な図面を簡素化してほしい。</p> <p>設計者に依頼しなくても自分で作成できるようにしてほしい。</p> <p>提出図書を個人でも作れる保健所に出しているような平面図のみにしてほしい。</p> <p>許可申請に必要な図面は資格を持った人でなければならないのか。</p> <p>許可申請書の図面は、正確であれば自分たちで作成したもので許可できる等なるべく経済的な負担がかからないようにしてほしい。</p> <p>必要図書類を減らすことでも減免が実行できないか。</p> <p>図面を出すことはできない。</p>	<p>許可に際しては、申請書の提出が必要です。許可申請に必要な図面等は、必ずしも設計者(建築士)が作成する必要はありませんが、建物全体の適法性を判断できる内容を記載してもらう必要があります。そのため、クリーニング店の間取図だけではなく、建築物全体の図面が必要となります。</p> <p>また、建築基準法の是正対応や許可手続きの中で図面審査を行うためには、建物の位置や寸法が正確に記載されている必要があります。</p> <p>神奈川県下の自治体で許可申請に必要な作業や図面作成等のマニュアルを作成する予定としておりますので参考にしてください。</p>

許可に関するもの	申請手続き	38	確認申請時や生活衛生課に提出した間取図は許可申請には使えないのか。	現在使用している建物が、建築確認申請時と現状で変更が無ければ、確認申請の図面を使うことは可能な場合があると思われます。ただし、許可申請にはその他にも必要な図面がありますので、それらについては作成する必要があります。生活衛生課に提出した間取図は、申請目的が異なるのでそのまま使うことは難しいと思われます。
		39	確認申請時の図面のコピーを送付してほしい。	過去に横浜市へ提出された図面のうち、現在も本市が所有している図面の一部を提供できる場合があります。詳しくは担当窓口にお問合せください。 なお、神奈川県下の自治体で、許可申請に必要な作業や図面作成等のマニュアルを作成する予定としておりますので参考にしてください。
違反是正		40	工場の不備を理解できる部分と理解できない部分があるため、横浜市が不備を指摘してくれますか。	まず、現在の工場の状況はご自身で調査をしてください。相談を希望される場合には、その調査結果の資料をもって、担当窓口へご相談ください。必要があれば本市職員が現場を確認させていただく場合があります。
		41	規模の大小によらず全て違反ではないのか。	引火性溶剤を使用しているクリーニング店は、用途地域ごとに工場や店舗の大きさ、引火性溶剤の使用や原動機の出力量が定められています。これにより制限を超える場合には建築基準法違反となります。 ただし、クリーニング店を建築された時は同法に適合であったにも関わらず、その後、用途地域が変更して同法に抵触することとなった場合など、建築時期や引火性溶剤の使用を開始された時期により違反にならない場合もあります。
		42	「違反対応に対する考え方」とあるが「違反」ではなく「容疑」なのではないか。	「違反対応に対する考え方」とは、建築基準法に基づく違反があった場合の対応を定めたものです。 本件の許可基準施行後、各クリーニング事業者の方へ状況報告を求め、同法に抵触している場合には、違反是正内容を確定します。これは正内容により同法第48条の許可申請が必要な場合は、許可手続きを進めることとなります。 よって、本件は違反と確定されたクリーニング店のみ対象となります。
		43	許可を取らずに営業を続けると罰則があるのか。	建築基準法第48条に抵触したまま営業を続けた場合には建築基準法に違反した状態であるため、同法に定める監督処分を受ける場合があるとともに、同法第101条により罰則があります。
申請をしても落ち続けた場合、営業を続けると罰則があるのか。				
44	罰則基準を設けているのは条例ですか。	違反是正内容は各クリーニング店ごとに、それぞれ異なるため、標準の是正期間は設けていません。ただし、許可申請を行う前に提出してもらう是正計画書には是正期間も含めて記載してもらうこととしており、その内容を見て是正期間の妥当性を判断することとなります。 特に猶予期間は設けませんが、なるべく早く是正を完了するようお願いいたします。		
	違反是正の期間をできるだけ長くしてほしい。			
			違反是正に係る猶予期限はどの位か。	

その他	45	<p>クリーニング業は、個人店は不要で大企業のみで行うものを考えているのか。</p>	<p>建築基準法が制定された昭和25年より引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に関する規定は変更がなく、同法第48条の規定に適合していないと建築することはできません。</p> <p>しかし今回、国土交通省が実態調査を行った結果、全国で総数の50%を超えるドライクリーニング工場が同法に適合していないことが確認されました。</p> <p>そこで、多くの既存ドライクリーニング工場が、同法に適合せず長年に渡って営業されていた実態を踏まえ、安全対策及び周辺への配慮を行うことで、同法第48条の許可により対応するとの考え方が国土交通省から示されました。</p> <p>この国土交通省の考え方を踏まえて、横浜市では建築基準法第48条の許可の手続きの流れや許可基準づくりに取り組んでいるものです。</p>
		<p>クリーニング業の届出を行い営業しているのに今さら違反といわれても納得いかない。</p>	
		<p>クリーニング業者だけ違反扱いしないでほしい。</p>	
		<p>一部の新聞報道で一部のふとどきな業者が起こした出来事を全員にあてはめるのは不当ではないか。</p>	
		<p>生活がかかっているため、現状のまま営業できるようにしてほしい。</p>	
		<p>クリーニング業者の生活設計がかわらないような許可基準を制定すればよいのではないのか。</p>	
		<p>許可基準が厳しすぎる。許可基準は無しにしてほしい。 無条件で許可すべきである。</p>	
		<p>経験は財産であり、その経験を沢山もっている先輩方がやめてしまうような、消費者ニーズに対するサービスの後退をしてしまうような厳しい許可基準はやめてほしい。</p>	
<p>60年前に制定された法律を今施行するのか。</p>			

その他	46	生活衛生課が見に来てクリーニング業法の届出を出しているのだから、役所の縦割り行政の落ち度を押し付けないでほしい。 開業するときに生活衛生課に届出をしているのに、なぜその時点で用途地域の違反を指摘しなかったのか。	クリーニング業法の届出に際し、建築基準法に適合することは要件になっておりません。この届出とは別に建築基準法についても遵守する必要があります。 なお、今年度より生活衛生課に届出がされた時に建築基準法に問題があると思われる場合は、建築局に情報提供をするとともに、届出者にも建築局へ相談に行くよう案内することとしております。
	47	引火性溶剤の建築基準法と消防法がダブルスタンダードなのは大変不思議なこと	消防法と建築基準法は制定の趣旨や対象となるものが異なりますので、それぞれ遵守する必要があります。
	48	違反を長年放置してきた行政の責任はどうなるのか。	建築基準法に基づく申請や検査依頼がないと、個々の店舗の実態を把握することは困難です。 今回、国土交通省が実態調査を行った結果、全国で総数の50%を超えるドライクリーニング工場が同法に適合していないことが確認されました。 そこで、多くの既存ドライクリーニング工場が、同法に適合せず長年に渡って営業されていた実態を踏まえ、安全対策及び周辺への配慮を行うことで、同法第48条の許可により対応するとの考え方が国土交通省から示されました。 この国土交通省の考え方を踏まえて、横浜市では建築基準法第48条の許可の手続きの流れや許可基準づくりに取り組んでいるものです。
	49	工業系の用途地域に移設することも是正もできない場合はどうすればよいのか。	建築基準法第48条に抵触していますので、建築基準法に定める監督処分を受ける場合があります。
	50	消防法や危険物取締法からどのような規制がかかるのか。	消防法で規定された引火性液体等の危険物は、一定数量(指定数量)以上を貯蔵又は取り扱う場合には、消防法に基づく許可が必要となります。また、一定数量未満では、横浜市火災予防条例により消防署への届出が必要となる場合があります。
	51	クリーニング店による近隣とのトラブルが他業種と比べてどのくらい多いのか。	クリーニング店の騒音や振動、臭気等について、近隣からの苦情や相談が窓口で寄せられています。
	52	どれだけドライ機は危険性があるのか。	国土交通省において学識経験者等により設置された委員会では火災の危険性を除去するためには、技術的助言の別添1に示された対策が必要であるとされています。
	53	全国の昭和25年～現在までのクリーニング工場の火源の火災件数はどのくらいか。	平成7年から平成20年の「火災報告」(総務省消防庁)をもとに国土交通省で集計した資料によると、国内において普通洗濯業の建築物における火災件数は年間60～90件程度発生しています。